特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61,560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び

(税込み・配送料実費) 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

平成 31 年 2 月 25 日 (月)

No. 14878 1部370円 (税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業 調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061 [電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

目 次

☆主要判決全文紹介 [東京地裁] [上] ……(1)

主要判決全文紹介

≪東京地方裁判所≫

特許権侵害差止等請求事件

(敗血症及び敗血症様全身性感染の検出のための方法及び物質 - 「測定 | の文言の解釈) [上](全2回)

- 平成29年(ワ)第28884号、平成30年11月28日判決言渡ー

事案の概要

本件は、発明の名称を「敗血症及び敗血症様全身性感染の検出のための方法及び物質」とする特許第 5215250号の特許権を有する原告が、被告装置及び被告キットを用いる敗血症及び敗血症様全身性感染の 検出に係る方法(以下「被告方法」という。)は本件特許の特許請求の範囲請求項1に係る発明(以下「本 件発明 | という。) の技術的範囲に属するとして、被告において被告装置の製造等をする行為は、特許法 101条5号の間接侵害に当たり、被告において被告キットの製造等をする行為は、同条4号の間接侵害に 当たると主張して、被告に対し、①特許法100条1項及び2項に基づく被告装置及び被告キットの製造等



情報を推進力に



知的財産権の調査・解析・外国出願および技術翻訳 企業実務に精通したプロ集団

トヨタテクニカルディベロップメント株式会社

お問合せ先 IP 事業本部 矢野 Tel 0565-43-2931 Fax 0565-43-2980 E-mail ttdc-ip@ml.toyota-td.jp の差止め及び廃棄、②不法行為による損害賠償請求権に基づく損害賠償金及びこれに対する遅延損害金 の支払を求める事案である。

争点は、(1)被告方法は本件発明の技術的範囲に属するか、(2)間接侵害の成否、(3)無効理由の有無、及び(4)損害の発生の有無及びその額である。

本件特許の特許請求の範囲の請求項1の記載は次のとおりである。

「患者の血清中でプロカルシトニン 3 -116を測定することを含む、敗血症及び敗血症様全身性感染を 検出するための方法。」

本件発明は、次のとおり、構成要件に分説することができる。

構成要件A 患者の血清中でプロカルシトニン3-116を測定することを含む、

構成要件B 敗血症及び敗血症様全身性感染を検出するための方法。

判示事項

1 本件発明の概要

本件特許の特許請求の範囲、本件明細書の発明の詳細な説明及び図面に照らせば、本件発明の概要は次のとおりであると認められる。

- 1.1 本件発明は、敗血症等において、プロカルシトニン又はその部分ペプチドの発生に関係する診断及び治療の可能性に関する(【0001】)。
- 1.2 従来技術として、敗血症の危険を有する患者及び敗血症の典型的な症候が見られる患者の血 清又は血漿中のプロカルシトニン及びそこから得られる部分ペプチドの測定が、早期検出にとって 有益な診断手段であることが知られていたが、敗血症のケースで形成されるプロカルシトニンが甲 状腺のC細胞において形成されるプロカルシトニン1-116と異なるかどうかは明らかでなかった (【0002】、【0006】、【0008】)。
- 1.3 本件発明は、敗血症等の患者の血清中に比較的高濃度で検出可能なプロカルシトニンが、プロカルシトニン1-116ではなく、プロカルシトニン3-116であることが実験的に確認されたことを踏まえ、そこから導かれる新規な敗血症等の検出方法を提供することを目的とするものである(【0001】、【0009】、【0010】)。
- 2 争点1 (被告方法は本件発明の技術的範囲に属するか) について
 - 2.1 「プロカルシトニン3-116を測定すること」の意義
 - 2.1.1 構成要件Aは「患者の血清中でプロカルシトニン3-116を測定することを含む」というものであるところ、一般に、「測定」に、長さ、重さ、速さといった種々の量を器具や装置を用いてはかるという字義があることからすると、「プロカルシトニン3-116を測定すること」は、プロカルシトニン3-116の濃度等の量を明らかにすることを意味すると解するのが文言上自然である。また、前記1認定のとおり、本件発明は、敗血症等の患者の血清中に比較的高濃度で検出可能なプロカルシトニンがプロカルシトニン1-116ではなく、プロカルシトニン3-116であることが確認されたことを踏まえて新規な敗血症等の検出方法を提供することを目的とするものであり、このような本件発明の目的に照らせば、本件発明は、患者の血清中においてプロカルシトニン3-116が比較的高濃度で検出されるか否かを見ることを可能とすることが求められているということができる。

以上から、構成要件Aの「プロカルシトニン3-116を測定すること」は、プロカルシトニン3-116の濃度等の量を明らかにすることを意味すると解するのが相当である。

2.1.2 この点につき、原告は、「プロカルシトニン3-116を測定すること」は、プロカルシトニン3-116を敗血症等の検出に必要な精度で測定ないし検出することができれば、プロカルシトニ